⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者で、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KATUYAMA Kiyoshi, Vice Commandant, Japan Coast Guard.
⑵　Classification of the services to be procured : 15, 28
⑶　Nature and quantity of the products or service to be purchased or required. :
　①　Communication equipment for Patrol vessel Large with Helicopter, 1 set and 32 items.
　②　Secondary Surveillance Rader 2 sets and 4 items.
⑷　Delivery limit :
　①　31. May. 2023.
　　30. May. 2024.
　　30. May. 2025.
　②　30. May. 2025.
⑸　Delivery place :
　①　The shipyard and other 14 places.
　②　The shipyard and other 4 places.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
　⒜　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
　⒝　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
　⒞　①have Grade A to D level of interest in Manufacturing in Kanto・Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2019・2020・2021.
　②have Grade A to D level of interest in Selling in Kanto・Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2019・2020・2021.
　⒟　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.
　⒠　not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
⑺　Time-limit for tender ; 17 : 00, 24. February. 2022.
⑻　Contact point for the notice : OKADA Takuya, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, Japan Coast Guard, 2―1―3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8976 Japan. TEL 03―3591―6361 ext. 2831

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年１月31日
　支出負担行為担当官
　　海上保安庁総務部長　勝山　　潔

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○施第 22003 号

1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業
⑶　事業場所　鹿児島県鹿児島市七ツ島２丁目１―11
⑷　事業内容　ＰＦＩ方式による給油施設、回転翼機格納庫・駐機場（離発着場含む）船艇用品庫及びこれらに付帯する工作物その他施設の設計、建設及び維持管理事業
⑸　事業期間　令和４年10月１日から令和26年３月31日まで

2　競争に参加する者に必要な資格
⑴　入札参加者の構成等
　イ　入札参加者は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。
　ロ　入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、海上保安庁との対応窓口となること。
　ハ　落札者は、特別目的会社を設立することとし、代表企業及び構成員は、必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。
⑵　入札参加者の参加要件　入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。
　イ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　ロ　ＰＦＩ法第９条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。
　ハ　本業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けているものであること。（社会更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定を受けていること。）
　ニ　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ハの再認定を受けた者を除く。）。
　ホ　第一次審査資料の提出の期限日から開札の日までに、海上保安庁次長又は第十管区海上保安本部本部長から指名停止措置を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。海上保安庁と締結した契約に関し、契約に違反し、又は入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等海上保安庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
　ヘ　海上保安庁が本事業について、アドバイザリー業務を委託する株式会社エイト日本技術開発、株式会社アール・アイ・エー並びに株式会社エイト日本技術開発が本アドバイザリー業務において提携関係にある豊原総合法律事務所、又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
　ト　本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
　チ　次の各号のいずれかに該当しない者であること。
　　⑴　法人でない者。
　　⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
　　⑶　役員のうちに次のいずれかに該当する者がある法人。
　　①　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
　　②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
　　③　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者。
　　④　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でなくなった日から５年を経過しない者。